

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ ⑤3233-6

電話勧誘販売にご注意を！

高齢者を狙つた送りつけ商法が急増中



消費生活センター キャラクター
ひつかからない力モ

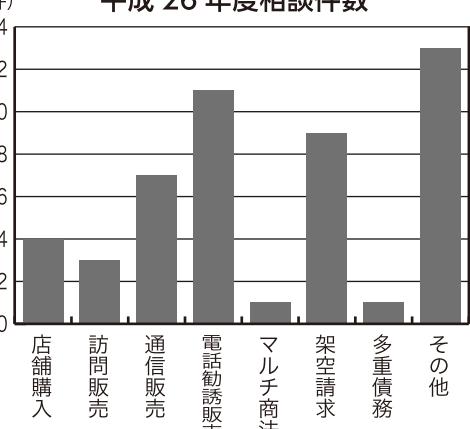
平成26年度の相談状況

平成26年度は49件で、平成25年度の55件に比べて減少しています。

相談内容別みると、電話勧誘販売および架空請求が上位を占めています。

また、昨年度と同様に高齢者を狙つた健康食品の送りつけ商法が後を絶ちません。

平成26年度相談件数



アドバイス

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、受け取りをきつぱり断りましょう。

①断つたにもかかわらず一方的に送

りつけられた場合、商品の受け取りを拒否しましょう。

②電話で勧誘され承諾してしまった場合、クリーリング・オフできます。

周りの方へ

高齢者がトラブルにあっていないか、家族や周囲が見守ることが大切です。

困ったことがあれば、すぐに消費生活センターに相談してください。

事実でないことを言われて勧誘をされたり、勧誘時に脅されるなど恐怖を感じることがあれば、警察にも相談しましょう。

(国民生活センター発表資料より抜粋)



市消費生活センターでは、啓発パンフレットを配布しています。必要な方はご連絡ください。

消費者シリーズ
No.190

多重債務に陥らないために

問い合わせ 市消費生活センター ☎ ⑤3233-6

No.190

車のローンが100万円あり、さらには来月から家賃が支払えなくなってしまう。今後どうすれば良いか。

債務整理には、裁判所が関与する自己破産や、裁判所が関与しない任意整理などがあります。自己破産は、債務者が裁判所に申し立て、必需品を除いた全財産を処分して債権者に分配する手続きであり、免責されると残りの借金を支払う義務はなくなります。一方、任意整理は、債務者が債権者と話し合い、個別に支払い方法を取り決めます。

どの方法を選ぶかは、借金の内容と金額、収入・財産、その他の事情などを総合的に判断して決めます。返済に困ったときや、「どこに」「どうやって」相談していくか分からぬときは、まずは消費生活センターに相談してください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報
207号」より)